

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 設立総会・第 1 回総会 次第

令和 3 年 11 月 24 日（水）13：30～
奈良ロイヤルホテル 鳳凰・朱雀の間

1 開 会

2 あいさつ

奈良県知事 荒井 正吾

3 設立総会

○説明事項

- (1) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会準備経過
- (2) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会設立趣旨
- (3) 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会準備スケジュール

○第 1 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則（案）

○第 2 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会役員（案）

4 第 1 回総会

○第 1 号議案

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針（案）

○第 2 号議案

令和 3 年度事業計画（案）

○第 3 号議案

令和 3 年度収支予算（案）

○第 4 号議案

総会から常任委員会への委任事項（案）

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会

奈良県準備委員会

設立総会・第 1 回総会

令和 3 年 1 1 月 2 4 日（水）

奈良ロイヤルホテル

2 F 鳳凰・朱雀の間

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会
設立総会・第 1 回総会資料目次

〈 設立総会 〉

- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会準備経過
・・・P 2
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会設立趣旨
・・・P 3
- 第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会準備スケジュール（案）
・・・P 4
- 第 1 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則（案）
・・・P 5～9
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会組織図
・・・P 10
- 第 2 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会役員（案）
・・・P 11、12

〈 第 1 回総会 〉

- 第 1 号議案
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針（案）
・・・P 14
- 第 2 号議案
令和 3 年度事業計画（案）
・・・P 15
- 第 3 号議案
令和 3 年度収支予算（案）
・・・P 16
- 第 4 号議案
総会から常任委員会への委任事項（案）
・・・P 17

設 立 総 会

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会準備経過

期 日	内 容
令和2年1月15日	(公財) 奈良県体育協会が理事会・評議委員会で、第85回国民スポーツ大会招致を決議
令和2年1月30日	(公財) 奈良県体育協会が、第85回国民スポーツ大会招致に関する要望書を、県、県議会、県教育委員会に提出
令和2年2月20日	知事定例記者会見において、知事が第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会を招致する意向を表明
令和2年3月25日	県議会が「第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
令和2年11月27日	県、県教育委員会、(公財)奈良県スポーツ協会、奈良県障害者スポーツ協会が開催要望書を、文部科学省、(公財)日本スポーツ協会及び(公財)日本障がい者スポーツ協会に提出
令和2年12月10日	(公財) 日本スポーツ協会国体委員会において、第85回国民スポーツ大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
令和3年1月14日	(公財) 日本スポーツ協会理事会において、第85回国民スポーツ大会の開催申請書提出県として了解(内々定) ※第30回全国障害者スポーツ大会も同様の扱いとなる
令和3年4月1日	奈良県文化・教育・くらし創造部に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置
令和3年7月～	県から全市町村並びに、関係機関及び関係団体に対し、本県における第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会開催について説明し、協力を依頼

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会設立趣旨

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の招致については、奈良県議会をはじめ、スポーツ団体など関係各位の御尽力により、令和 3 年 1 月、公益財団法人日本スポーツ協会から開催申請書提出順序の了解（内々定）を受け、2031 年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

国民体育大会は、昭和 21 年の第 1 回大会以来、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、明るく豊かな国民生活の発展に寄与してきました。

また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の促進に寄与してきました。

本県においては、昭和 59 年（1984 年）に第 39 回国民体育大会（わかくさ国体）及び第 20 回全国身体障害者スポーツ大会（わかくさ大会）を開催し、その成功は心のふれ合いを通して県民の連帯感を深め、スポーツの振興はもとより、その後の県勢発展の原動力になりました。

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の開催は、より多くの県民が、「運動・スポーツに親しむ」「健康を増進する」、また「次世代を担う子どもたちが夢や希望を掴む」などの契機になるとともに、本県の多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会となります。

両大会を成功させるには、関係機関・団体、競技団体、市町村及び県が一丸となって、県民の力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 準備スケジュール（案）

年度		開催手続	推進体制等
2020年	11年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 開催の内々定 (開催申請書提出順序の了解) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 開催要望書の提出 </div>
2021年	10年前	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 第82～85回 国スポ 「正式競技」の決定（日スポ協） ※ 4年毎の見直し </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 準備委員会の設立 ・ 常任委員会の設置 ・ 専門委員会の設置 (総務企画・競技運営) </div>
2022年	9年前	<div style="font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin: 10px 0;"> 競技会場地選定 (県内・県外) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会の開催 ・ 常任委員会の開催 ・ 各分野の専門委員会の設置、開催 ※ 上記の各会議において、開催準備に関する諸事項を審議・検討
2023年	8年前		
2024年	7年前		
2025年	6年前		
2026年	5年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 開催の内定 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国スポ「公開競技」の決定 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 全障スポ「実施競技」の決定 (日障スポ協) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 開催申請書の提出 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> 国スポ「公開競技」申請 </div>
2027年	4年前		
2028年	3年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 開催の決定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> 会場地総合視察 (文科省・日スポ協) </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国スポ「デモンストレーションスポーツ」の決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; text-align: center;"> 実行委員会の設置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> 国スポ「デモンストレーションスポーツ」申請 </div>
2029年	2年前		
2030年	1年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 国スポ正式競技 リハーサル大会（プレ大会） </div>	
2031年 (開催年)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 全障スポ リハーサル大会（プレ大会） </div>	
		第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催	

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第 2 章 組織

（構成）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副 会 長 10 名以内
- （3）常任委員 60 名以内
- （4）監 事 3 名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催の基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

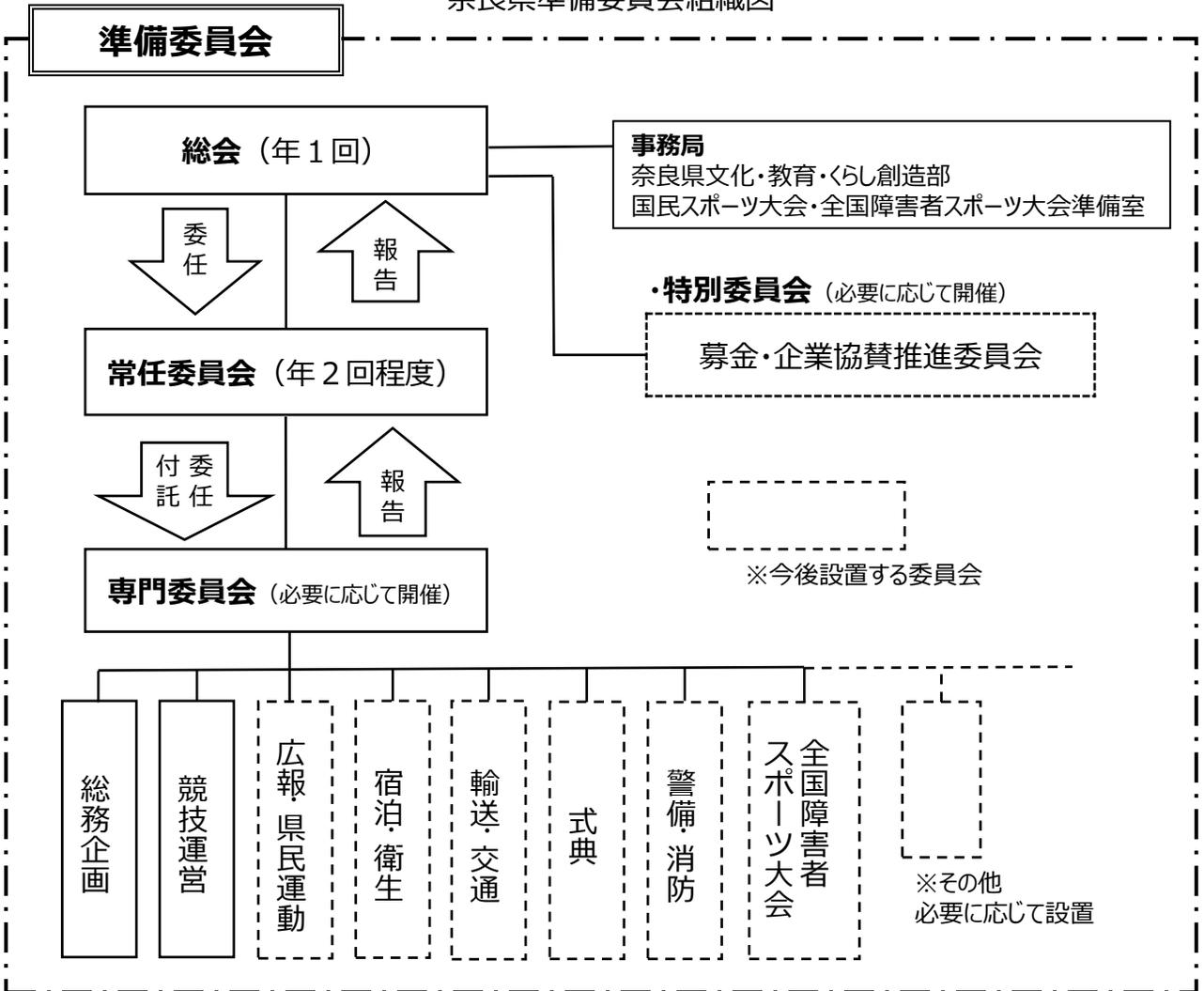
第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和 年 月 日）から施行する。

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会組織図



- 總會**
- ・大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関
 - ・開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
- 常任委員会**
- ・実質的な施策の審議・決定を行う機関（専門委員会の設置及び委任・付託事項の審議決定）
 - ・總會から委任された事項（開催基本計画、会場地・実施予定競技の選定等）の審議決定
- 専門委員会**
- ・分野ごとに常任委員会から委任・付託された事項（専門的な施策）を審議・調査（必要に応じて設置。名称についても変更の場合あり）
 - 総務企画・・・ 総合計画、会場地選定、施設整備方針・施設基準等
 - 競技運営・・・ 大会実施競技、競技役員等の編成・養成、競技運営等
 - 広報・県民運動・・・ 広報基本方針、愛称・スローガン、マスコット等の制定等
 - 宿泊・衛生・・・ 宿泊・配宿、食事・弁当、医療救護対策等
 - 輸送・交通・・・ 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
 - 式典・・・ 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
 - 警備・消防・・・ 開・閉会式、競技会場の警備、大会期間中の消防防災対策等
 - 全国障害者スポーツ大会・・・ 大会の開催準備
- 募金・企業協賛推進委員会（特別委員会）**・・・ 募金・企業協賛の推進に関する事項

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 役員(案)

【 会 長 】 1 名 【 副会長 】 8 名

区分	機関・団体名及び役職	氏 名
会長	奈良県知事	荒井 正吾
副会長	奈良県議会議長	荻田 義雄
	奈良県副知事	村井 浩
	奈良県副知事	土屋 直毅
	奈良県教育委員会教育長	吉田 育弘
	公益財団法人奈良県スポーツ協会会長	池田 誠也
	奈良県障害者スポーツ協会会長	川手 健次
	奈良県市長会会長	並河 健
	奈良県町村会会長	車谷 重高

【 常任委員 】 5 3 名

機関・団体名及び役職	氏 名
奈良県議会副議長	和田 恵治
奈良県議会総務警察委員会委員長	奥山 博康
奈良県議会厚生委員会委員長	小林 照代
奈良県議会経済労働委員会委員長	小泉 米造
奈良県議会建設委員会委員長	岩田 国夫
奈良県議会文教くらし委員会委員長	森山 賀文
奈良県警察本部長	大橋 一夫
奈良県総務部長	湯山 壮一郎
奈良県知事公室長	舟木 豊
奈良県南部東部振興監	藤井 純一
奈良県危機管理監	杉中 泰則
奈良県文化・教育・くらし創造部長	吉田 晴行
奈良県こども・女性局長	金剛 真紀
奈良県福祉医療部長	石井 裕章
奈良県医療・介護保険局長	石井 裕章
奈良県医療政策局長	平 夏来
奈良県水循環・森林・景観環境部長	塩見 浩之
奈良県産業・観光・雇用振興部長	谷垣 孝彦
奈良県観光局長	平田 千江子
奈良県食と農の振興部長	乾 新弥
奈良県県土マネジメント部長	松本 健
奈良県政策統括官	濱本 健司

奈良県地域デザイン推進局長	岡野 年秀
奈良県市議会議長会会長	中谷 尚敬
奈良県町村議会議長会会長	新澤 良文
公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長	福井 基雄
公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長	楠 征洋
公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長	高田 知彦
NPO 法人奈良県レクリエーション協会会長	安井 宏一
奈良県スポーツ推進委員協議会会長	高見 喬宏
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	松原 政則
奈良県スポーツ推進審議会会長	佐久間 春夫
奈良県高等学校体育連盟会長	栢木 正樹
奈良県中学校体育連盟会長	平尾 京一
奈良県小学校体育研究会会長	亀井 孝至
奈良県都市教育長協議会会長	上田 陽一
奈良県町村教育長会会長	小谷 隆男
奈良県高等学校長協会会長	吉田 浩一
奈良県中学校長会会長	深瀬 重雄
奈良県小学校長会会長	森永 晃
奈良県特別支援学校長会会長	前川 裕道
奈良県私立中学高等学校連合会会長	田野瀬 太樹
奈良県商工会議所連合会会長	小山 新造
奈良県商工会連合会会長	松塚 幾善
奈良県中小企業団体中央会会長	佐藤 進
一般社団法人奈良経済産業協会会長	林田 壽昭
奈良経済同友会代表幹事	井村 守宏
公益社団法人奈良県バス協会会長	植田 良壽
一般財団法人奈良県ビジターズビューロー理事長	荒井 正吾
一般社団法人奈良県医師会会長	安東 範明
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長	荒井 正吾
公益社団法人日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長	中 邦暁
奈良県地域婦人団体連絡協議会会長	岡波 圭子

【 監 事 】 2名

機関・団体名及び役職	氏 名
奈良県会計管理者	芝池 多津子
奈良県市長会・奈良県町村会事務局長	石井 一良

第 1 回 総 会

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）

1. 基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会は、大会開催を契機として、競技スポーツや地域スポーツの推進を図るとともに、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組みます。

その中で、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

また、世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信します。

このような取組を、大会の成功に向けて、全ての市町村及び競技団体、関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていきます。

2. 実施目標

(1) スポーツを支える仕組みづくり

トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなど、スポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝え、選手を導けるように、教育分野やスポーツ医・科学等とも連携・協力し、スポーツを支える仕組みづくりに取り組みます。

(2) 県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進

県民が夢や感動を得ることができる大会になるよう、奈良県で活躍する選手を育成するとともに、子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備します。

(3) だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進

障害の有無や年齢などにかかわらず、だれもがいつでも運動・スポーツに親しめる身近な環境を整備するとともに、スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げていきます。

(4) 奈良県の魅力を全国に発信

自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組みます。

令和3年度事業計画（案）

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会準備委員会の令和3年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

2 開催準備業務

- (1) 各種方針・基準等の策定
- (2) 専門委員会の設置
- (3) その他開催準備業務の実施

3 各種調査の実施

- (1) 先催県等の情報収集
- (2) 県内における各競技実施可能な施設等の調査

令和3年度収支予算（案）

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会準備委員会の令和3年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
負担金	598	奈良県負担金
合 計	598	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
事業費	504	会議開催費等
事務局費	94	事務局運営費
合 計	598	

総会から常任委員会への委任事項（案）

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 大会実施競技に関すること
- 8 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 9 広報及び県民運動に関すること
- 10 宿泊及び衛生に関すること
- 11 輸送及び交通に関すること
- 12 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 その他開催準備に関すること

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会
奈良県準備委員会 名簿

【 会 長 】 1名

機関・団体名及び役職
奈良県知事

【 副会長 】 8名

機関・団体名及び役職
奈良県議会議長
奈良県副知事
奈良県副知事
奈良県教育委員会教育長
公益財団法人奈良県スポーツ協会会長
奈良県障害者スポーツ協会会長
奈良県市長会会長(天理市長)
奈良県町村会会長(天川村長)

【 委 員 】 191名

機関・団体名及び役職
奈良県議会副議長
奈良県議会総務警察委員会委員長
奈良県議会厚生委員会委員長
奈良県議会経済労働委員会委員長
奈良県議会建設委員会委員長
奈良県議会文教くらし委員会委員長
奈良県警察本部長
奈良県総務部長
奈良県知事公室長
奈良県南部東部振興監
奈良県危機管理監
奈良県文化・教育・くらし創造部長
奈良県子ども・女性局長
奈良県福祉医療部長
奈良県医療・介護保険局長

奈良県医療政策局長
奈良県水循環・森林・景観環境部長
奈良県産業・観光・雇用振興部長
奈良県観光局長
奈良県食と農の振興部長
奈良県県土マネジメント部長
奈良県政策統括官
奈良県地域デザイン推進局長
奈良県水道局長
奈良県東京事務所長
奈良市長
大和高田市市長
大和郡山市市長
橿原市長
桜井市長
五條市長
御所市長
生駒市長
香芝市長
葛城市市長
宇陀市長
山添村長
平群町長
三郷町長
斑鳩町長
安堵町長
川西町長
三宅町長
田原本町長
曾爾村長
御杖村長
高取町長
明日香村長

上牧町長
王寺町長
広陵町長
河合町長
吉野町長
大淀町長
下市町長
黒滝村長
野迫川村長
十津川村長
下北山村長
上北山村長
川上村長
東吉野村長
奈良県市議会議長会会長
奈良県町村議会議長会会長
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局支局長
国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所事務所長
自衛隊奈良地方協力本部本部長
公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長
公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長
公益財団法人奈良県スポーツ協会副会長
NPO 法人奈良県レクリエーション協会会長
奈良県スポーツ推進委員協議会会長
奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
奈良県スポーツ推進審議会会長
奈良県スポーツ少年団本部長
奈良県高等学校体育連盟会長
奈良県中学校体育連盟会長
奈良県小学校体育研究会会長
一般財団法人奈良県高等学校野球連盟会長
一般財団法人奈良陸上競技協会会長
一般社団法人奈良県水泳連盟会長

奈良県体操協会会長
奈良県弓道連盟会長
奈良県相撲連盟会長
奈良県柔道連盟会長
一般社団法人奈良県軟式野球連盟会長
奈良県ソフトボール協会会長
一般社団法人奈良県バスケットボール協会会長
奈良県ハンドボール協会会長
奈良県ラグビーフットボール協会会長
一般社団法人奈良県サッカー協会会長
奈良県ソフトテニス連盟会長
奈良県バレーボール協会会長
奈良県クレール射撃協会会長
一般社団法人奈良県卓球協会会長
奈良県バドミントン協会会長
奈良県自転車競技連盟会長
奈良県山岳連盟会長
奈良県馬術協会会長
奈良県ウエイトリフティング協会会長
一般財団法人奈良県剣道連盟会長
奈良県ライフル射撃協会会長
奈良県ホッケー協会会長
奈良県なぎなた連盟会長
奈良県テニス協会会長
奈良県空手道連盟会長
奈良県銃剣道連盟会長
奈良県ボクシング連盟会長
奈良県レスリング協会会長
奈良県フェンシング協会会長
奈良県カヌー協会会長
奈良県セーリング連盟会長
奈良県ボート協会会長
奈良県アーチェリー連盟会長

奈良県ボウリング連盟会長
奈良県ゴルフ協会会長
奈良県トライアスロン協会会長
奈良県スキー連盟会長
奈良県スケート連盟会長
奈良県アイスホッケー連盟会長
奈良県ゲートボール協会会長
奈良県綱引連盟会長
奈良県武術太極拳連盟会長
奈良県グラウンド・ゴルフ協会会長
奈良県バウンドテニス協会会長
奈良県エアロビック連盟理事長
奈良県都市教育長協議会会長
奈良県町村教育長会会長
奈良県高等学校長協会会長
奈良県中学校長会会長
奈良県小学校長会会長
奈良県特別支援学校長会会長
奈良県私立中学高等学校連合会会長
奈良県専修学校各種学校連合会会長
奈良県国公立幼稚園・こども園長会会長
奈良県私立幼稚園連合会会長
国立大学法人奈良教育大学学長
国立大学法人奈良女子大学学長
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長
公立大学法人奈良県立医科大学学長
公立大学法人奈良県立大学学長
学校法人帝塚山学園帝塚山大学学長
学校法人天理大学学長
学校法人奈良大学学長
学校法人奈良学園奈良学園大学学長
学校法人冬木学園畿央大学学長
学校法人近畿大学農学部学部長

学校法人聖心学園奈良芸術短期大学学長
学校法人佐保会学園奈良佐保短期大学学長
学校法人西大和学園白鳳短期大学学長
奈良県商工会議所連合会会長
奈良県商工会連合会会長
奈良県中小企業団体中央会会長
一般社団法人奈良経済産業協会会長
奈良経済同友会代表幹事
一般社団法人奈良県銀行協会会長
奈良県信用金庫協会会長
奈良県農業協同組合中央会代表理事会長
奈良県森林組合連合会代表理事会長
奈良県漁業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人奈良県建設業協会会長
公益社団法人奈良県バス協会会長
一般社団法人奈良県タクシー協会会長
公益社団法人奈良県トラック協会会長
西日本旅客鉄道株式会社常務理事近畿統括本部大阪支社長
近畿日本鉄道株式会社執行役員鉄道本部大阪統括部長
西日本高速道路株式会社執行役員・関西支社長
一般財団法人奈良県ビジターズビューロー理事長
公益社団法人奈良県食品衛生協会会長
一般社団法人奈良県調理師連合会会長
公益社団法人奈良県栄養士会会長
一般社団法人全国旅行業協会奈良県支部支部長
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合理事長
一般社団法人奈良県医師会会長
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長
一般社団法人奈良県歯科医師会会長
一般社団法人奈良県薬剤師会会長
公益社団法人奈良県看護協会会長
一般社団法人奈良県病院協会会長
日本赤十字社奈良県支部支部長

公益財団法人奈良県消防協会会長
公益財団法人奈良県防犯協会会長
一般財団法人奈良県交通安全協会会長
奈良県地域婦人団体連絡協議会会長
公益社団法人日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長
奈良県公民館連絡協議会会長
日本ボーイスカウト奈良県連盟理事長
一般社団法人ガールスカウト奈良県連盟連盟長
奈良県子ども会連合会会長
一般財団法人奈良県老人クラブ連合会会長
奈良県ボランティア連絡協議会会長

【 顧 問 】 8名

機関・団体名及び役職
衆議院議員
参議院議員
参議院議員

【 参 与 】 57名

機関・団体名及び役職
奈良県議会議員

奈良県教育委員会委員(教育長職務代理者)
奈良県教育委員会委員
奈良県教育委員会委員
奈良県教育委員会委員
奈良県教育委員会委員
朝日新聞奈良総局総局長
毎日新聞奈良支局支局長
読売新聞奈良支局支局長
産経新聞奈良支局支局長
株式会社奈良新聞社代表取締役社長
一般社団法人共同通信社奈良支局支局長
時事通信社奈良支局長
日本経済新聞社奈良支局支局長
日本放送協会奈良放送局局長
奈良テレビ放送株式会社代表取締役社長

【 監 事 】 2名

機関・団体名及び役職
奈良県会計管理者
奈良県市長会・奈良県町村会事務局長

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

3) 第78回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 第78回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第78回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
 - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
 - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。
- (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期
- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。
 - ① 冬季大会:12月～2月末日
 - ② 本大会:9月中旬～10月中旬[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで
 - 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。
 - ① 冬季大会:5日間以内
 - ② 本大会:11日間以内
 - 3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
 - 4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
 - 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。
- (3) 大会の実施競技及び参加人員
- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
 - 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。
- (4) 大会の会場地及び競技施設
- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
 - 2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。
 - 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。
- (5) 大会の文化プログラム
- 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(56頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で

構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」(57 頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(59 頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15 頁)に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第 3 項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23 頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁)により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 1 号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 2 号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁)により授与する。

- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
 (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
 (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
 (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
 (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
 (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
 (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
 (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
 (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

- (1) 国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。
この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。
- (2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。
 - 1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)
 - 2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)
 - 3) 特殊災害(テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)
 - 4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)
- (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。
 - 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
 - 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
 - 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会(本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。
 - 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
 - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
 - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
 - ① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
 - ② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
 - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
 - 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
 - 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
 - 7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。
- (5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。

17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 7) 競技別シルエット(図形)
 - 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に係るマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(65頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(68頁)によるものとする。
 - 1) 大会参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
 - 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよ

う援助する。

- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までには代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式 開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚

開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
(第78回大会以降は、「国スポ旗引継」)
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
(3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
(4) 第78回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。
- | | |
|------|--|
| 名誉会長 | 文部科学大臣 |
| 会 長 | 日本スポーツ協会会長 |
| 副会長 | 日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、
開催県体育(スポーツ)協会会長 |

顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、 文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公 安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育(スポーツ)協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育(スポーツ)協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育(スポーツ)主管課長
委員	日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育(スポーツ)協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認められた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。
 - ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語） ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。
 - ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところ

へ届け出なければならない。

- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
(2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
(3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
(4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
(5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
(2) 主催者以外のもは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
(3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
(2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
(3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 (2 畳) 以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82 頁)に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。

(3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

(1)本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

(2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

(1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。

(2) 本要項は、昭和30年1月17日制定

(3) 第78回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和30年	12月	4日	第1次改定	平成17年	12月	22日	第28次改定
昭和32年	10月	25日	第2次改定	(10項(2)は第63回大会から改定し適用)			
昭和37年	3月	1日	第3次改定	平成18年	3月	9日	第29次改定
昭和41年	3月	29日	第4次改定	(7項(5)は第63回大会から適用)			
昭和48年	7月	10日	第5次改定	平成19年	3月	7日	第30次改定
昭和51年	6月	2日	第6次改定	平成19年	7月	1日	第31次改定
昭和52年	7月	13日	第7次改定	平成20年	12月	17日	第32次改定
昭和54年	5月	9日	第8次改定	平成22年	3月	17日	第33次改定
昭和55年	1月	23日	第9次改定	(改定内容は第70回大会から適用)			
昭和55年	9月	9日	第10次改定	平成22年	6月	18日	第34次改定
昭和58年	12月	7日	第11次改定	平成22年	12月	16日	第35次改定
(8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行)				(39項は第69回本大会から適用)			
昭和63年	7月	13日	第12次改定	平成23年	3月	25日	第36次改定
昭和63年	8月	24日	第13次改定	平成23年	4月	1日	第37次改定
平成元年	8月	15日	第14次改定	平成23年	6月	24日	第38次改定
平成5年	6月	8日	第15次改定	平成23年	8月	25日	第39次改定
平成5年	6月	29日	第16次改定	平成23年	12月	15日	第40次改定
平成6年	5月	10日	第17次改定	平成24年	6月	21日	第41次改定
(9項(4)は第52回夏季大会から適用)				平成24年	12月	20日	第42次改定
平成6年	7月	5日	第18次改定	平成25年	3月	7日	第43次改定
平成10年	6月	17日	第19次改定	平成25年	6月	21日	第44次改定
(8項(7)は第54回夏季大会から適用)				平成25年	12月	12日	第45次改定
平成11年	6月	16日	第20次改定	平成26年	3月	13日	第46次改定
平成11年	9月	7日	第21次改定	平成27年	3月	12日	第47次改定

(29項(1)①は平成12年4月1日から施行)
 平成13年 1月 6日第 22次改定
 平成13年 3月 14日第 23次改定
 平成14年 7月 2日第 24次改定
 平成15年 4月 25日第 25次改定
 平成15年 8月 19日第 26次改定
 平成17年 6月 16日第 27次改定
 (改定内容は第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39項については平成17年4月20日から施行する)

平成27年 12月 10日第 48次改定
 平成29年 3月 8日第 49次改定
 平成29年 4月 3日第 50次改定
 平成29年 8月 25日第 51次改定
 平成30年 4月 1日第 52次改定
 平成30年 8月 30日第 53次改定
 令和元年 6月 13日第 54次改定
 令和元年 12月 12日第 55次改定
 (改定内容は第75回本大会から適用)
 令和2年 12月 10日第 56次改定
 令和3年 6月 10日第 57次改定

奈良県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の 開催に向けて

1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について

① 主催

■ 大会主催者

国民スポーツ大会 (公財)日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県

全国障害者スポーツ大会 (公財)日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県

■ 各競技会は、大会主催者に加え、競技団体及び会場地市町村

② 目的

■ 国民スポーツ大会

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするもの。(国民体育大会開催基準要項)

■ 全国障害者スポーツ大会

障がいのある選手が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与することを目的としたもの。(全国障害者スポーツ大会開催基準要項)

③ 会期

■ 冬季大会 12月～2月末(5日間以内)

■ 本大会 9月中旬～10月中旬(11日間以内)

■ 障害者スポーツ大会 国スポ大会終了後約1週間後に開催(3日間)

1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について

④ 実施競技（国スポ）

第78回大会(R6年)～第81回大会(R9年)の実施競技

■ 冬季大会	正式競技（3競技）			
	スケート	アイスホッケー	スキー	
■ 本大会	正式競技（下記38競技中、実施は37競技 ※隔年開催競技が1種目あり）			
	陸上競技	水泳	サッカー	テニス
	ボート	ホッケー	ボクシング	バレーボール
	体操	バスケットボール	レスリング	セーリング
	ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車	ソフトテニス
	卓球	軟式野球	相撲	馬術
	フェンシング	柔道	ソフトボール	バドミントン
	弓道	ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
	スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー	空手道
	銃剣道	クレー射撃	なぎなた	ボウリング
	ゴルフ	トライアスロン		
	■ その他	特別競技（1競技）	高等学校野球	
公開競技		綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ		
デモンストレーション競技		ウォーキング、エアロビック、少年相撲、スポーツ吹矢 など		

※デモンストレーション競技・・・正式・特別・公開競技以外で、開催県が特性を生かして普及を目指す競技

1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について

⑤ 実施競技（障スポ）

■ 正式競技	個人・6競技（開催地実行委員会において、参加都道府県・政令市の派遣選手枠を決定）		
	陸上競技（身・知）	水泳（身・知）	アーチェリー（身）
	卓球（身・知）	フライングディスク（身・知）	ボウリング（身）
■ 正式競技	団体・7競技（全国6ブロックで開催されるブロック予選会の優勝チームが全国大会に参加）		
	バスケットボール（知）	車いすバスケットボール（身）	ソフトボール（知）
	グランドソフトボール（身）	バレーボール（身・知・精）	サッカー（知）
	フットベースボール（知）		
■ オープン競技	開催自治体で競技決定		
	卓球バレー（身・知・精）	車いすテニス（身）	ゲートボール（身）
	グランド・ゴルフ（身・知・精）	車いすダンス（身）	スポーツカルネス吹矢（身・知・精）
	ハンドアーチェリー（身・知）	ブラインドテニス（身）	など

1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について

⑥ 参加者数 総合開閉会式は約3万人規模、競技会参加者数は国体で延べ約70万人、障スポで延べ約5万人

■国体

(単位：人・延べ数)

区分		選手・監督			大会関係者			観覧者			合計		
開催県		愛媛	福井	茨城	愛媛	福井	茨城	愛媛	福井	茨城	愛媛	福井	茨城
総合開会式		4,370	3,732	4,240	11,147	12,068	11,372	13,226	9,544	10,546	28,743	25,344	26,158
総合閉会式		1,530	1,526	1,531	5,433	6,380	6,042	7,723	7,124	5,729	14,686	15,030	13,302
競技会	正式	71,769	82,100	72,003	91,762	91,898	100,704	465,990	342,969	479,637	629,521	516,967	652,344
	特別	1,597	757	786	2,232	3,387	2,238	29,815	19,978	28,287	33,644	24,122	31,311
	公開	1,425	2,226	1,548	581	963	1,228	1,500	1,730	5,021	3,506	4,919	7,797
	デモスポ	6,989	11,376	14,303	2,706	2,225	3,796	3,556	5,103	22,177	13,251	18,704	40,276
	合計	81,780	96,459	88,640	97,281	98,473	107,966	500,861	369,780	535,122	679,922	564,712	731,728

■障スポ

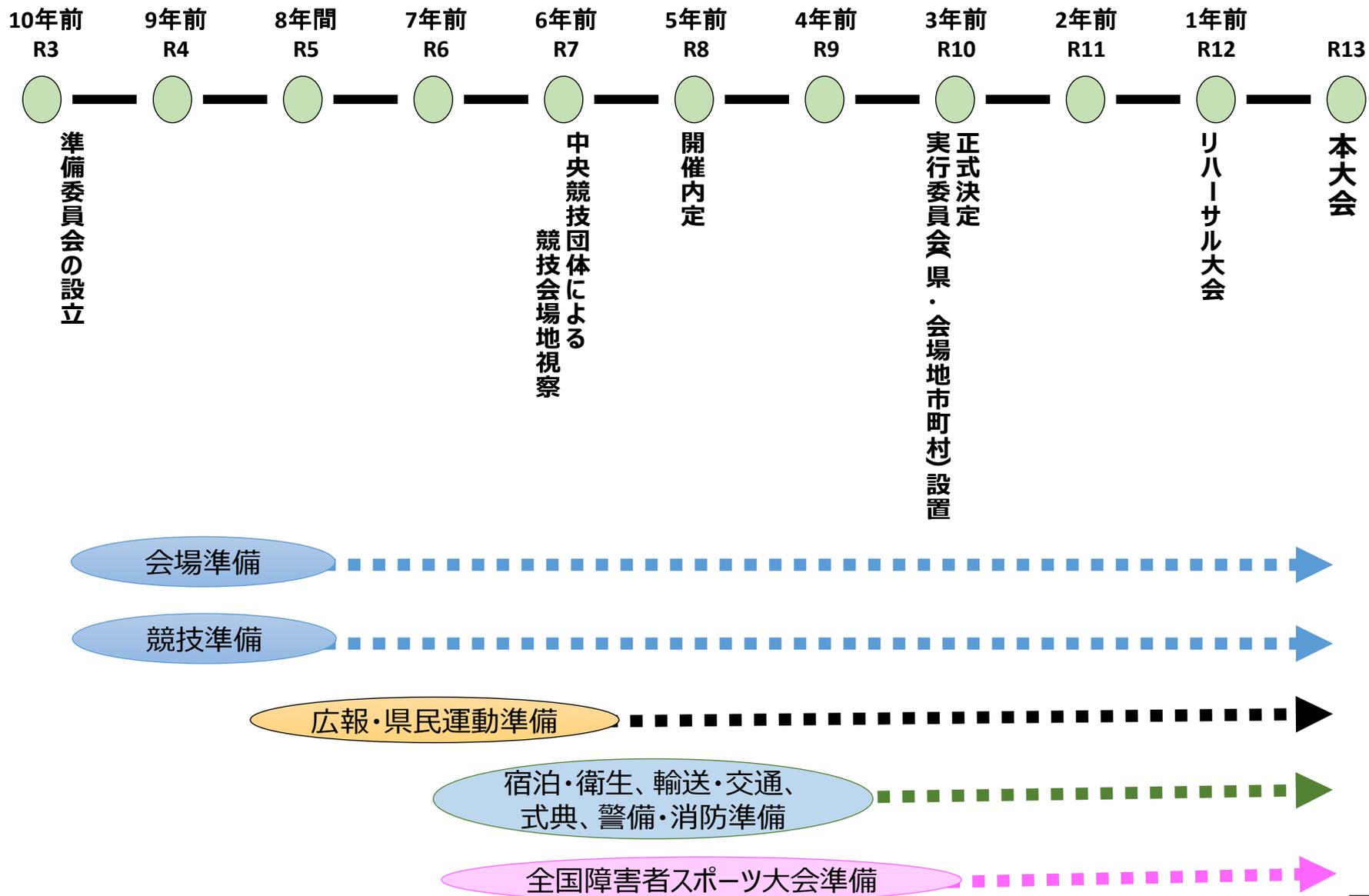
区分		選手・監督			大会関係者			観覧者			合計		
開催県		愛媛	福井	茨城									
総合開会式		3,284	1,917	3,420	7,819	9,881	9,686	7,615	9,767	10,802	18,718	21,565	23,908
総合閉会式		5,063	5,501	5,393	4,841	7,390	6,622	8,349	5,699	6,255	18,253	18,590	18,270
競技会	正式	16,479	14,986	14,839	17,698	18,903	15,795	15,584	17,497	25,416	49,761	51,386	56,050
	デモスポ	681	454	549	347	271	370	647	883	466	1,675	1,608	1,385
	合計	17,160	15,440	15,388	18,045	19,174	16,165	16,231	18,380	25,882	51,436	52,994	57,435

※愛媛国体(H29)、福井国体(H30)、茨城国体(R1)の実績

2. 国民スポーツ大会の開催順

年 度		本大会			
		開催地	ブロック区分		手 続 等 【文科省・日スポ協】
R 2 2020	昨年	令和5年へ延期			
R 3 2021	今年	三重県	中 地区	東海	決 定 (中止)
R 4 2022	1年後	栃木県	東 地区	関東	決 定
R 5 2023	2年後	鹿児島県	西 地区	九州	決 定
R 6 2024	3年後	佐賀県	西 地区	九州	決 定
R 7 2025	4年後	滋賀県	中 地区	近畿	内 定
R 8 2026	5年後	青森県	東 地区	東北	内 定
R 9 2027	6年後	宮崎県	西 地区	九州	内々定
R10 2028	7年後	長野県	中 地区	北信越	内々定
R11 2029	8年後	群馬県	東 地区	関東	内々定
R12 2030	9年後	島根県	西 地区	中国	内々定
R13 2031	10年後	奈良県	中 地区	近畿	内々定
R14 2032	11年後	(未 定)	東 地区	未定	(山梨県) 持ち回り順での想定
R15 2033	12年後	(未 定)	西 地区	未定	(沖縄県) 持ち回り順での想定
R16 2034	13年後	鳥取県	西 地区	中国	内々定 二巡目終了

3. 大会開催までのスケジュール



4. 国体・障スポの歴史と成り立ち

- 戦後の混乱期中、スポーツを通して国民に希望と勇気を与えようと、昭和21年（1946年）、京都を中心とした京阪神地区で第1回国民体育大会（略称：国体）が開催された。
- 「国体」は、各府県持ち回りで毎年開催され、本県では、昭和59年（1984年）に第39回大会を「わかさ国体」として開催し、昭和63年（1988年）の第43回京都大会から、二巡目開催となっている。
- 「全国障害者スポーツ大会」（略称：障スポ）は、昭和40年（1965年）から行われていた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年（1992年）から行われてきた「全国知的障害者大会」を統合した大会として、第56回大会（平成13年）より国体終了時に同じ開催地で行われている。本県では、「わかさ国体」開催後に、「第20回全国身体障害者スポーツ大会」を開催して以来の開催となる。
- 令和6年（2024年）の佐賀大会より「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」（略称：国スポ）に名称が変更される。

5. 第39回国民体育大会「わかさ国体」の概要

1. 大会スローガン 「駆けよ大和路 はばたけ未来」

2. 会期

◆夏季大会：昭和59年9月8日～11日（4日間）

・開閉会式：奈良県営プール ・正式競技4（水泳、漕艇、カヌー、ヨット）

◆秋季大会：昭和59年10月12日～17日（6日間）

・開閉会式：奈良市鴻ノ池陸上競技場 ・正式競技31、公開競技2（高校野球（硬式・軟式））

3. 参加者数（選手・監督・本部役員） 24,508人

4. 成績

・男女総合（天皇杯） 1位 奈良県 2位 東京都 3位 埼玉県

・女子総合（皇后杯） 1位 奈良県 2位 東京都 3位 大阪府

5. 大会基本方針及び実施目標

□ 基本方針

第39回国民体育大会は、120万県民の総力を結集し、県政の重点施策である「心身ともにたくましい人づくり」を目的に体育・スポーツの充実、振興を図り、健康で明るい豊かな県民生活の向上を図る。この大会を契機に、心のふれ合いを通して連帯感を深め、活力のある県民生活の基盤を培い、県勢の伸展に寄与する。

□ 実施目標

- ・県民の総力をあげて、大会運営の万全を期する。
- ・県民総スポーツ運動の積極的な展開、県民の健康増進と体力の向上に努める。
- ・スポーツ指導者の養成、県内選手の育成に努め、本県スポーツ水準の画期的向上を図る。
- ・スポーツ施設の充実並びに道路、都市計画など生活条件の整備を図る。
- ・県民運動を展開し、県民の連帯感を深め、より住みよい郷土づくりを推進する。
- ・全国から集まる大会参加者と友情を深めるとともに、質実でみのある国体を目指す

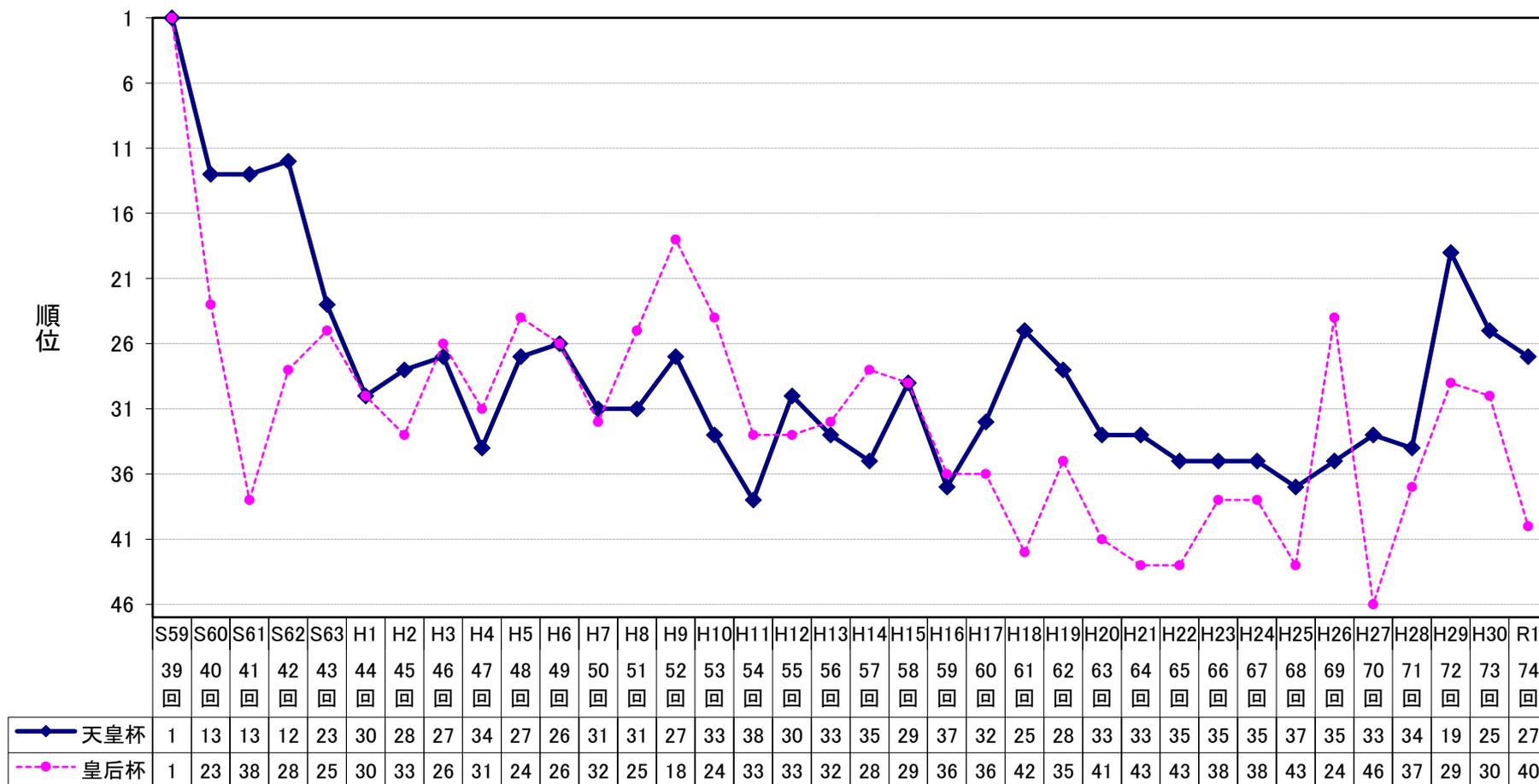
6. 第39回国民体育大会「わかさ国体」競技会場地

会場地	会場施設	競技名	会場地	会場施設	競技名	会場地	会場施設	競技名
奈良市	県営プール	競泳	天理市	市立総合体育館	柔道	當麻町 (葛城市)	當麻町スポーツセンター 総合体育館	バレーボール
	平城高校プール	水球		天理プール	シンクロ、飛込		榛原町 (宇陀市)	榛原町総合体育館
	市鴻ノ池陸上競技場	陸上		市山の辺運動場	ホッケー	斑鳩町		斑鳩高校体育館
	県営競輪場	自転車 ・トラックレース	橿原市	親里競技場 天理教校附属高校	ラグビー	川西町	川西町中央体育館	なぎなた
	大和高原縦走コース※	自転車 ・ロードレース		橿原公苑体育館	体操、新体操	三宅町	三宅健民運動場	アーチェリー
	市鴻ノ池野球場 県営春日野運動場 平城高校運動場 奈良商業高校運動場	軟式野球		橿原市立体育館 橿原中、八木中、 大成中、光陽中体育館	バスケットボール	田原本町	田原本町中央体育館	バドミントン
	市鴻ノ池中央体育館	剣道		橿原公苑陸上競技場 畝傍高校運動場	サッカー	明日香村	橿原公苑明日香庭球場	ソフトテニス
	県警本部拳銃射撃場	ライフル射撃		橿原公苑弓道場	弓道	上牧町	上牧中	銃剣道
				橿原公苑野球場	高校野球・硬式	王寺町	王寺中	ボクシング
	月ヶ瀬村 (奈良市)	高山ダム月ヶ瀬湖特設漕艇場	ボート	桜井市	芝運動公園総合体育館 桜井高校体育館 桜井商高校体育館 桜井西中体育館	バレーボール	広陵町	広陵健民運動場 県第2浄化センター運動場 見立山近隣公園運動場
都祁村 (奈良市)	都祁村農業者トレーニング センター	相撲	芝運動公園運動場		高校野球・軟式	広陵中央体育館		フェンシング
	県総合射撃場 山辺高校	ライフル射撃	五條市	上野公園野球場 五條中運動場	軟式野球	河合町	河合町立体育館	レスリング
	県総合射撃場	クレー射撃		吉野川カヌーコース	カヌー・スラローム	吉野町	吉野町総合体育館	卓球
大和 高田市	市立総合体育館 高田高校体育館 片塩中体育館 高田中体育館 奈良文化女子短大附高	バスケット ボール	御所市	市民運動公園競技場	ラグビー	津風呂湖カヌーレーシング場	カヌー・レーシング	
			生駒市	市総合公園運動場 市総合公園体育館 市民体育館	ハンドボール		大淀町	平畑運動公園グラウンド 大淀高校運動場
				香芝市	香芝町総合体育館	バレーボール	下市町	下市町総合体育館 下市小学校体育館
大和 郡山市	市総合公園テニスコート 県浄化センター公園テニスコート	テニス	新庄町 (葛城市)	新庄健民運動場 新町公園球技場 奈良文化女子短大附高	サッカー	天川村・ 上北山 村	大峰・大台ヶ原山系(縦走) 地の峰東壁(登はん) 洞川・河合踏査会場(踏査)	山岳
	市総合公園野球場他 県浄化センター公園野球場	ソフトボール		新庄町民体育館	バレーボール		兵庫県 芦屋市	兵庫県立海洋体育館
	県浄化センター馬術競技場	馬術						

※奈良市、天理市、月ヶ瀬村、都祁村、山添村、大宇陀町、菟田野町、榛原町、吉野町、東吉野町

7. 奈良県の国体成績の推移

天皇杯・皇后杯順位の推移（奈良県）



天皇杯・・・男女総合成績
皇后杯・・・女子総合成績

◇ 説明事項

【 準備委員会設立趣旨 】

※要点

- ・ 大会の開催は、より多くの県民が「運動・スポーツに親しむ」「健康を増進する」、「次世代を担う子どもたちが夢や希望を掴む」などの契機となる
- ・ 大会の開催は、本県の多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会となる
- ・ 両大会成功の為、関係機関・団体、競技団体、市町村及び県が一丸となり、県民の力を結集するために、各分野の代表者が参画する準備委員会を設立する

【 準備経過 】

※主な事項

- 令和2年1月
県体育協会より、県、県議会、県教育委員会に対し、大会招致要望書を提出
- 令和2年2月
知事が両大会招致の意向を表明
- 令和2年3月
県議会が大会招致について決議
- 令和2年11月
文部科学省、日本スポーツ協会、全国障がい者スポーツ協会に宛て、県、県教育委員会、県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会が開催要望書を提出
- 令和2年12月
日本スポーツ協会国体委員会において、第85回国民スポーツ大会奈良県開催申請書提出順を了承(内々定)
- 令和3年1月
日本スポーツ協会理事会において、第85回国民スポーツ大会奈良県開催申請書提出順を了承(内々定)

【 開催準備スケジュール 】

年 度		開催手続	推進体制等
2020年	11年前	開催の内々定 (開催申請書提出順序の了解)	開催要望書の提出
2021年	10年前	第82～85回 国スポ 「正式競技」の決定 (日スポ協) ※4年毎の見直し	準備委員会の設立 ・常任委員会の設置 ・専門委員会の設置 (総務企画・競技運営)
2022年	9年前	競技会場地選定 (県内・県外)	・総会の開催 ・常任委員会の開催 ・各分野の専門委員会の設置、開催 ※上記の各会議において、開催準備に関する諸事項を審議・検討
2023年	8年前		
2024年	7年前		
2025年	6年前	中央競技団体の正規視察	
2026年	5年前	開催の内定 国スポ「公開競技」の決定 全障スポ「実施競技」の決定 (日障スポ協)	開催申請書の提出 国スポ「公開競技」申請
2027年	4年前		
2028年	3年前	会場地総合視察 (文科省・日スポ協) 開催の決定 国スポ「デモンストレーションスポーツ」の決定	国スポ「デモンストレーションスポーツ」申請 実行委員会の設置
2029年	2年前		
2030年	1年前	国スポ正式競技 リハーサル大会 (プレ大会) 全障スポ リハーサル大会 (プレ大会)	
2031年 (開催年)		第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 開催	

◇ 議決事項

【 準備委員会会則 】

○組織の構成

・準備委員会は会長及び委員をもって構成

・役員

< 会長 1名 > 奈良県知事

< 副会長 8名 > 副知事(2名)、県教育長、県議会議長、
市長会会長、町村会会長、
県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長

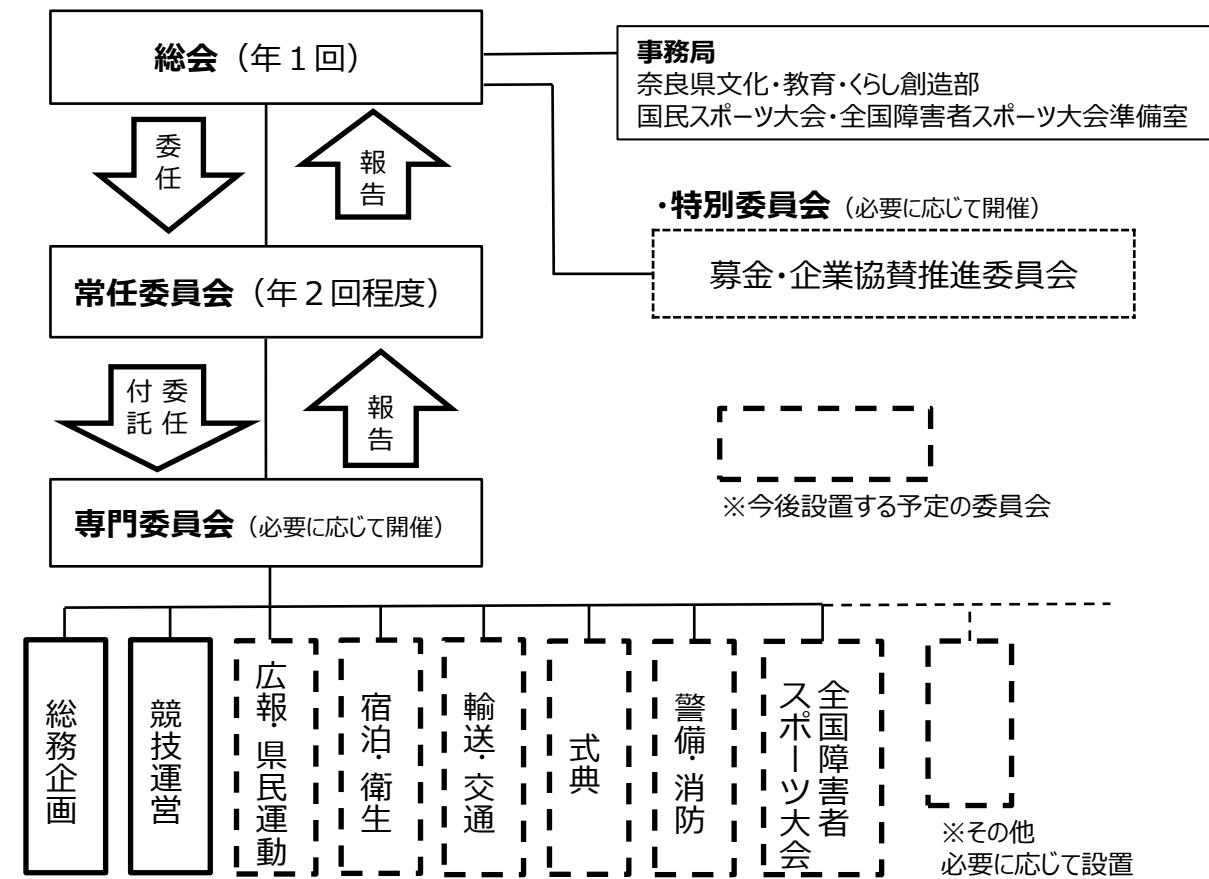
< 常任委員 53名 > 分野別代表者

< 監事 2名 > 県会計管理者、市長会・町村会事務局長

○会議の種類

・総会 ・常任委員会 ・専門委員会

準備委員会組織図



【 準備委員会委員構成 】

会長	奈良県知事	○副会長(8名) / 常任委員(53名) / 委員	
行政(63名)	○奈良県副知事 奈良県警察本部長 奈良県各部署長、東京事務所長、水道局長 ○奈良県市長会会長 ○奈良県町村会会長 各市町村長 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長 自衛隊奈良地方協力本部長	経済・産業(11名)	奈良県商工会議所連合会会長 奈良県商工会連合会会長 奈良県中小企業団体中央会会長 (一社)奈良県経済産業協会会長 奈良経済同友会代表幹事 (一社)奈良県銀行協会会長 奈良県信用金庫協会会長 奈良県農業協同組合中央会代表理事会長 奈良県森林組合連合会代表理事会長 奈良県漁業協同組合連合会代表理事会長 (一社)奈良県建設業協会会長
教育(25名)	○奈良県教育委員会教育長 奈良県都市教育長協議会会長 奈良県町村教育長協議会会長 奈良県高等学校長協議会会長 奈良県中学校長協議会会長 奈良県小学校長協議会会長 奈良県特別支援学校長協議会会長 奈良県私立中学高等学校連合会会長 奈良県専修学校各種学校連合会会長 奈良県国公立幼稚園・こども園長協議会会長 奈良県私立幼稚園連合会会長 国立大学学長(教育大、女子大、先端大) 県立大学学長(県立医科大、県立大) 県内私立大学学長 (帝塚山大、天理大、奈良大、奈良学園大、畿央大、近畿大) 奈良芸術短大、佐保短大、白鳳短大	運輸・交通(6名)	(公社)奈良県バス協会会長 (一社)奈良県タクシー協会会長 (公社)奈良県トラック協会会長 西日本旅客鉄道(株)常務理事近畿統括本部大阪支社長 近畿日本鉄道(株)執行役員鉄道本部大阪統括部長 西日本高速道路(株)執行役員・関西支社長
議会(9名)	○奈良県議会議長 奈良県議会副議長 奈良県議会常任委員会委員長 (総務警察・厚生・経済労働・建設・文教くらし) 奈良県市議会議長協議会会長 奈良県町村議会議長協議会会長	宿泊・観光(6名)	(一財)奈良県ビジターズビューロー理事長 (一社)全国旅行業協会奈良県支部長 奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合理事長 (公社)奈良県食品衛生協会会長 (公社)奈良県栄養士会会長 (一社)奈良県調理師連合会会長
スポーツ(61名)	○(公財)奈良県スポーツ協会会長 ○奈良県障害者スポーツ協会会長 (公財)奈良県スポーツ協会副会長 奈良県レクリエーション協会会長 奈良県スポーツ推進委員協議会会長 奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長 奈良県スポーツ推進審議会会長 奈良県高等学校体育連盟会長 奈良県中学校体育連盟会長 奈良県小学校体育研究会会長 (一財)奈良県高等学校野球連盟会長 奈良県スポーツ少年団本部長 各競技団体の長 各生涯スポーツ競技団体の長	医療・福祉(7名)	(一社)奈良県医師会会長 (福)奈良県社会福祉協議会会長 (一社)奈良県歯科医師会会長 (一社)奈良県薬剤師会会長 (一社)奈良県病院協会会長 (公社)奈良県看護協会会長 日本赤十字社奈良県支部長
顧問	奈良県選出国會議員	警備・消防(3名)	(公財)奈良県消防協会会長 (公財)奈良県防犯協会会長 (一財)奈良県交通安全協会会長
参与	奈良県議會議員、奈良県教育委員会委員、報道関係各社代表	社会団体(8名)	(公社)日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会会長 奈良県地域婦人団体連絡協議会会長 日本ボーイスカウト奈良県連盟理事長 (一社)ガールスカウト奈良県連盟連盟長 奈良県子ども会連合会会長 (一財)奈良県老人クラブ連合会会長 奈良県公民館連絡協議会会長 奈良県ボランティア連絡協議会会長
監事	奈良県会計管理者、奈良県市長会・奈良県町村会事務局長	委員	199名
総数			267名

◇ 議決事項

【 大会開催基本方針 】

- ・ **多くの県民が大会開催を契機として、競技・地域スポーツを推進するとともに健康増進や生きがいづくりに取り組む**
- ・ 子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民がスポーツを通して夢や希望を得られるように、大会を一過性のイベントに終わらせず、大会開催を契機とした、さらなるスポーツの振興と環境の充実に取り組む
- ・ 「だれもが、いつでも、どこでも」スポーツに親しめる環境を整備し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指す
- ・ 世界に誇る多くの歴史文化遺産や四季の美しい自然をはじめとした多彩な魅力を、県民総出のおもてなしで、全国に向けて発信する
- ・ このような取り組みを、全市町村、競技団体及び関係団体・機関の協力と創意工夫のもと、県内一丸となって進めていく

<実施目標>

(1) **スポーツを支える仕組みづくり**

- ・ トップアスリートの指導者だけでなく、地域のスポーツ指導者やボランティアなどスポーツを支える人たちが、スポーツの楽しさや喜びを伝えるとともに選手を導けるように、スポーツを支える仕組みづくりに取り組む

(2) **県民に夢と感動を届ける競技スポーツの推進**

- ・ 奈良県で活躍する選手の育成
- ・ 子どもをはじめ多くの県民が、一流のスポーツに触れ、憧れ、自らも取り組むことができる競技施設を整備

(3) **だれもがスポーツに親しめる地域スポーツの推進**

- ・ 障害の有無や年齢などに関わらず、だれもが、いつでも運動・スポーツに親しめる環境を整備
- ・ スポーツの楽しさや喜びを広め、県民の生涯を通じた幅広いスポーツ活動に繋げる

(4) **奈良県の魅力を全国に発信**

- ・ 自然や文化など地域の魅力がスポーツと繋がり、さらに新たな魅力を創出できるよう、県、市町村等が連携・協力し、地域の賑わいづくりに取り組む

【 事業計画 】

- 1 会議の開催
 - ・ 総会
 - ・ 常任委員会
- 2 開催準備業務
 - ・ 各種方針・基準等の策定
 - ・ 専門委員会の設置 ほか
- 3 各種調査の実施
 - ・ 先催県等の情報収集
 - ・ 県内における各競技実施可能な施設等の調査

【総会から常任委員会への委任事項】

- 1 大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 大会実施競技に関すること
- 8 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 9 広報及び県民運動に関すること
- 10 宿泊及び衛生に関すること
- 11 輸送及び交通に関すること
- 12 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 その他開催準備に関すること